

## 江南市図書館基本計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 江南市図書館基本計画の策定にあたり、様々な観点から検討を行うため、江南市図書館基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、江南市図書館基本計画の策定に係る次に掲げる事項について、調査及び検討を行う。

- (1) 江南市図書館基本計画策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、15人以内で、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会は、専門的な事項を検討するため、必要に応じて委員会にアドバイザーを置くことができる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が完了する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を処理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。ただし、書面をもって他の委員に委任した者は、出席とみなす。
- 3 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、会議の内容並びに調査及び検討した事項を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(作業部会)

第9条 委員会には、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

別表（第3条関係） 江南市図書館基本計画策定委員会名簿

|    | 区 分      |
|----|----------|
| 1  | 福祉関連機関代表 |
| 2  | 商工団体の代表  |
| 3  | 社会教育団体代表 |
| 4  | 保護者代表    |
| 5  | 学識経験者    |
| 6  | 〃        |
| 7  | 青年代表     |
| 8  | 市民代表     |
| 9  | 〃        |
| 10 | 図書館関係代表  |
| 11 | 〃        |
| 12 | 〃        |
| 13 | 保育園関係代表  |
| 14 | 学校関係代表   |
| 15 | 〃        |